

長岡市告示第383号

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号。以下「条例」といいます。）第19条第1項に規定する条例第12条の2又は第15条の2の基礎賦課額から減額する額、条例第19条第2項に規定する条例第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額から減額する額及び条例第19条第3項に規定する条例第15条の7の介護納付金賦課額から減額する額を次のとおり決定したので、条例第19条第5項の規定に基づき告示します。

令和7年6月25日

長岡市長 磯田 達伸

1 基礎賦課額から減額する額

(1) 条例第19条第1項第1号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
15,441円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
10,017円
・特定世帯にあつては、5,009円
・特定継続世帯にあつては、7,513円

(2) 条例第19条第1項第2号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
11,029円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
7,155円
・特定世帯にあつては、3,578円
・特定継続世帯にあつては、5,366円

(3) 条例第19条第1項第3号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
4,412円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
2,862円
・特定世帯にあつては、1,431円
・特定継続世帯にあつては、2,147円

2 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

(1) 条例第19条第2項第1号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

6,657円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

4,319円

・特定世帯にあつては、2,160円

・特定継続世帯にあつては、3,239円

(2) 条例第19条第2項第2号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

4,755円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

3,085円

・特定世帯にあつては、1,543円

・特定継続世帯にあつては、2,314円

(3) 条例第19条第2項第3号ア及びイに定める額

ア 令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

1,902円

イ 令和7年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

1,234円

・特定世帯にあつては、617円

・特定継続世帯にあつては、926円

3 介護納付金賦課額から減額する額

(1) 条例第19条第3項第1号アに定める額

令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

10,109円

(2) 条例第19条第3項第2号アに定める額

令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

7,221円

(3) 条例第19条第3項第3号アに定める額

令和7年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2,889円